

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例改正案概要に係るパブリックコメント

安全で快適な逗子海水浴場を取り戻すために、逗子市が考えている来年度の海水浴場に関する6項目等の基本的な考え方・変更内容と、それに伴う条例等での取り扱いについて、皆さまのご意見を広く募集します。

1. 意見募集について

1. 意見募集期間

2013年11月16日（土）から2013年12月18日（水）まで

2. 閲覧場所

経済観光課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、青少年会館、小坪・沼間公民館、図書館、市ホームページ

3. 意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて、次の1～4のいずれかの方法で提出してください。また、住所・氏名が記載されていないご意見については、全て参考意見とさせていただきます。

①直接持込み…経済観光課（市役所2階）

※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

②郵送…〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所経済観光課 宛

※当日消印有効

③ファクス…046-873-4520

④Eメール…ご意見は、メール本文に記入してください。

(keizai@city.zushi.kanagawa.jp) 添付ファイルでの提出はできません

※電話での受け付けは行いません。また、提出された原稿等の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

4. 結果の公表

皆さまからお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。なお、個々のご意見に対して回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5. 問い合わせ先

逗子市市民協働部経済観光課

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

電話：046-873-1111 ファクス：046-873-4520

Eメール：keizai@city.zushi.kanagawa.jp

2. 意見募集内容について

1. 用語解説

- ・条 例：「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」
- ・規 則：「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」
- ・運営方針・ルール：「逗子海水浴場運営方針・ルール」
⇒ 海岸近隣住民・関係機関・逗子市で協議を行い、毎年改訂を行っているもの。ホームページに掲載。

2. 具体的内容～6項目について

項 目	変 更 内 容	条例等での取り扱い
1：飲 酒	砂浜での飲酒を禁止とする。 但し、海の家敷地内に関しては利用者の飲酒を監督・制御できること、夏季の海岸で飲酒ができる場所を確保するとの考えから規制対象外とする。	<ul style="list-style-type: none">・ <u>条例</u>に利用者の責務として、砂浜での禁酒と、海の家では飲酒可能であることを規定。・ <u>運営方針・ルール</u>に海の家事業者は、酒の提供に当たって泥酔者を発生させないように最大限努力することを記載。
2：バーベキュー	海岸でのバーベキューを禁止する。 但し、遊泳区域に接している砂浜に所在する海の家（概ね、平成24年に所在した海の家区域）敷地内に関しては利用者の安全管理・ゴミ・マナー等を監督・制御できること、夏季の海岸でバーベキューができる場所を確保するとの考えから規制対象外とする。	<ul style="list-style-type: none">・ <u>条例</u>に利用者の責務として砂浜でのバーベキューの禁止を規定。・ <u>規則</u>に遊泳区域に接している砂浜にある海の家ではバーベキュー可能であることを規定。・ <u>運営方針・ルール</u>に、海の家事業者は利用者の安全管理・ゴミの適正処理・マナーの遵守等を徹底することを記載。

3：入れ墨・タトゥー	<p>利用者には、多くの方が怖いと感じる入れ墨・タトゥーの露出を禁止する。</p> <p>海の家に従業員については全ての入れ墨・タトゥーの露出を禁止する。</p> <p>違反者には上着の着用などを求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>条例</u>に利用者の責務として、他人に対して畏怖を与え海水浴場の利用を妨げる入れ墨・タトゥーの露出禁止を規定。 ・ <u>条例</u>に事業者の責務として、従業員の入れ墨・タトゥーの露出禁止を規定。
4：音 楽	<p>海の家が音楽を流すこと、楽器を使って演奏することを禁止とする。</p> <p>利用者においては、ラジカセその他、拡声器等を用いて音楽を流すことを禁止とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>条例</u>で利用者の責務として、ラジカセその他、拡声器等を用いて音楽を流すことの禁止を規定。 ・ <u>条例</u>の事業者の責務に基づいて、<u>規則</u>で海の家が音楽を流すこと及び楽器を用いて演奏することの禁止を規定。
5：海の家の営業時間	<p>閉店時間を午後6時30分とする。</p> <p>従業員の退店時間は閉店後1時間を目途とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の<u>規則</u>においても海の家の閉店時間は規定してあるのでこれを改正する。 ・ <u>運営方針・ルール</u>に従業員の退店時間について記載。
6：水上バイク	<p>安全水域（遊泳区域と徐行区域の間の緩衝水域）の拡大、及び徐行区域等の表示の明確化について、予算措置を図る。</p>	なし

3. 具体的内容～基本的事項について

- ・ 規制の期間は、海水浴場開設期間中とする。
- ・ 規制の範囲は、国道134号線渚橋の下を含む逗子海岸全域とする。
- ・ 罰則規定は設けない。
- ・ 上記1～4の違反者に対しては、警備員から指導や勧告を行い、従わない場合には中止（退去）命令を発する。
- ・ 運営方針・ルール等の策定及び改訂の協議の場に、事業者（海の家の経営者等）を含める。